

小型まき網漁業

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
火光利用小型あぐり網漁業	三重共第124号共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	5トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	定めず	度会郡南伊勢町古和浦に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間は周年とする。

3 備考

許可又は起業の認可には、以下に掲げる条件を付す。

- ア 一漁船につき集魚装置給電用の発電機の総容量は20キロワット以下
- イ 一漁船につき集魚に使用する電球は10キロワット以下